

平成 29 年 9 月 27 日

子育て応援情報サイト「イーカオ」及び長崎市子育てガイドブック
(平成 29 年 8 月改訂版) の訂正について (お詫び)

このたび、子育て応援情報サイト「イーカオ」及び長崎市子育てガイドブック (平成 29 年 8 月改訂版) において、誤った記載をしておりましたのでお詫びして訂正します。

【訂正箇所】

長崎市の保育料の軽減措置において、ひとり親世帯等については、市民税所得割課税額 77,101 円未満の世帯に限り、入所児童の一人目の保育料を半額、二人目以降を無料としておりましたが、このたび、その所得制限について「平成 29 年 9 月分保育料から 97,000 円未満の世帯まで拡大する」との誤った記載をしておりました。

正しくは、拡大は行わず、77,101 円未満の世帯において二人目以降を無料といたします。一人目については、国の基準改正により大幅な減額が行われておりますので、半額の措置はなくなります。

※別紙 1 イーカオの訂正箇所

別紙 2 ガイドブックの訂正箇所 をご覧ください。

誤った記載があるガイドブックをお持ちで、差替が必要な方は、長崎市幼児課 (下記問い合わせ先) にご連絡いただければ郵送いたします。または、お近くの支所・行政センター (10 月 1 日から「地域センター」) にて配布しておりますので、ご利用ください。

市民の皆様には、誤った情報の発信により多大なご迷惑をおかけし、大変申し訳ございませんでした。

今後は、確認体制を強化し、再発防止に努めます。

【お問い合わせ】

長崎市こども部幼児課 保育係

TEL 095 (829) 1142 (直通)

FAX 095 (829) 1143

〒850-8685 長崎市桜町 6 番 3 号

長崎市役所別館 3 階

イーカオの訂正箇所 多子世帯の負担軽減拡大説明資料

○本編 2ページ

《条件3》の掲載が誤りでしたので削除します。

【比較表】

幼稚園・認定こども園等に通う子ども【1号認定子ども】の場合	
これまで（～平成29年8月分）	これから(平成29年9月分～)
<p>＜条件1＞ 【対象】全ての世帯 幼稚園年少から小学校3年までの範囲において、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料。</p>	<p>＜条件1＞ 現行どおり</p>
<p>＜条件2＞ 【対象】<u>市民税所得割 77,101円未満</u>の世帯 同一世帯の最年長（概ね18歳）の子どもから数えて2人目は半額、3人目以降は無料。</p>	<p>＜条件2＞ 【対象】市民税所得割 97,000円未満の世帯 同一世帯の最年長（概ね18歳）の子どもから数えて2人目は半額、3人目以降は無料。</p>
<p>＜条件3＞ 【対象】<u>市民税所得割 77,101円未満</u>の世帯 ひとり親世帯や障害者がいる世帯は、1人目から半額、2人目以降は無料。</p>	<p>＜条件3＞ 【対象】市民税所得割 97,000円未満の世帯 ひとり親世帯や障害者がいる世帯は、1人目から半額、2人目以降は無料。</p>

保育所・保育園・認定こども園等に通う子ども【2・3号認定子ども】の場合	
これまで（～平成29年8月分）	これから(平成29年9月分～)
<p>＜条件1＞ 【対象】全ての世帯 小学校就学前の範囲において、保育所や幼稚園等を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料。</p>	<p>＜条件1＞ 現行どおり</p>
<p>＜条件2＞ 【対象】<u>市民税所得割 57,700円未満</u>の世帯 同一世帯の最年長（概ね18歳）の子どもから数えて2人目は半額、3人目以降は無料。</p>	<p>＜条件2＞ 【対象】市民税所得割 97,000円未満の世帯 同一世帯の最年長（概ね18歳）の子どもから数えて2人目は半額、3人目以降は無料。</p>
<p>＜条件3＞ 【対象】<u>市民税所得割 77,101円未満</u>の世帯 ひとり親世帯や障害者がいる世帯は、1人目から半額、2人目以降は無料。</p>	<p>＜条件3＞ 【対象】市民税所得割 97,000円未満の世帯 ひとり親世帯や障害者がいる世帯は、1人目から半額、2人目以降は無料。</p>

○補足編 3 ページ

ひとり親世帯等における利用者負担額（保育料）上限額と負担軽減条件【表2】の保育料の一部、及び条件③を朱書きのとおり訂正し、条件④を追記します。

【表2】

平成 29 年 9 月 1 日時点

1号認定	2・3号認定	区 分	1号認定 教育利用 (3歳以上)	2号認定 保育利用 (3歳以上)		3号認定 保育利用 (3歳未満)	
				保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間
A	A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円	0円
B	B	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円
	C	非課税		6,000円	5,400円	7,500円	6,700円
		48,600円未満	3,000円				
D1	D1	市民税所得割課税世帯 77,101円未満	3,000円	6,000円	5,400円	9,000円	8,100円
D1	D1	市民税所得割課税世帯 97,000円未満	14,100円	21,000円	18,900円	24,000円	21,600円
D2	D2	市民税所得割課税世帯 169,000円未満	18,600円	25,000円	22,500円	37,000円	33,300円
D3	D3	市民税所得割課税世帯 301,000円未満	19,500円	27,000円	24,300円	47,000円	42,300円
D4	D4	市民税所得割課税世帯 397,000円未満	24,300円	30,000円	27,000円	51,000円	45,900円
D5	D5	市民税所得割課税世帯 397,000円以上	24,800円	33,000円	29,700円	58,000円	52,200円

※網掛けの範囲が多子世帯の第1子としてカウントする対象者の年齢制限がない部分です。

条件③上記①と②において、多子世帯で【表2】の網掛けの範囲にある場合は、第1子としてカウントする対象者の年齢制限を撤廃し、2人目を半額、3人目以降を0円とします（※今回、長崎市独自で太枠部分を拡大します。）

④市民税所得割課税額 77,101円未満の世帯については、2人目以降を0円とします。

○補足編 5 ページ

【2号認定における比較】ひとり親等世帯等の保育料の一部に朱書きのとおり訂正します。

ひとり親世帯等					
市 区	区 分	保育標準時間		保育短時間	
		国上限額	市保育料	国上限額	市保育料
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C	非課税	6,000円	6,000円	6,000円	5,400円
	48,600円未満		6,000円		5,400円
D1	57,700円未満	6,000円	6,000円	6,000円	5,400円
D1	77,101円未満	6,000円	6,000円	6,000円	5,400円
D1	97,000円未満	27,000円	21,000円	26,600円	18,900円
D2	169,000円未満	41,500円	25,000円	40,900円	22,500円
D3	211,200円以下	58,000円	27,000円	57,100円	24,300円
D3	301,000円未満	58,000円	27,000円	57,100円	24,300円
D4	397,000円未満	77,000円	30,000円	75,800円	27,000円
D5	397,000円以上	101,000円	33,000円	99,400円	29,700円

○補足編 6 ページ

【3号認定における比較】ひとり親等世帯等の保育料の一部に朱書きのとおり訂正します。

ひとり親世帯等					
市 区	区 分	保育標準時間		保育短時間	
		国上限額	市保育料	国上限額	市保育料
A	生活保護世帯	0円	0円	0円	0円
B	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
C	非課税	9,000円	7,500円	9,000円	6,700円
	48,600円未満		7,500円		6,700円
D1	57,700円未満	9,000円	9,000円	9,000円	8,100円
D1	77,101円未満	9,000円	9,000円	9,000円	8,100円
D1	97,000円未満	30,000円	24,000円	29,600円	21,800円
D2	169,000円未満	44,500円	37,000円	43,900円	33,300円
D3	211,200円以下	61,000円	47,000円	60,100円	42,300円
D3	301,000円未満	61,000円	47,000円	60,100円	42,300円
D4	397,000円未満	80,000円	51,000円	78,800円	45,900円
D5	397,000円以上	104,000円	58,000円	102,400円	52,200円

ガイドブックの訂正箇所

平成 29 年 8 月改訂版長崎市子育てガイドブック 20 ページ

誤

低所得世帯等の減免規定

ひとり親家庭等については、軽減措置を実施します。

1号認定	階層	定義	保育料			
			2号		3号	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
1号認定	B	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0円	0円	0円	0円
	C、D1の一部	市民税所得課税額 77,101円未満	6,000円	5,400円	7,500円	6,700円
	D1の一部	市民税所得課税額 97,000円未満(※平成29年9月分から)	6,000円	5,400円	9,000円	8,100円
	D1の一部	市民税所得課税額 97,000円未満(※平成29年9月分から)	10,500円	9,450円	12,000円	10,800円
2号・3号認定	階層	定義	保育料			
			2号		3号	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
	B	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
	C	市民税所得課税額 48,600円未満	6,000円	5,400円	7,500円	6,700円
D1の一部	市民税所得課税額 77,101円未満	6,000円	5,400円	9,000円	8,100円	
D1の一部	市民税所得課税額 97,000円未満(※平成29年9月分から)	10,500円	9,450円	12,000円	10,800円	

※2人目以降は0円となります。

1号認定、2号・3号認定の最下段 D1 の一部を削除します。

正

低所得世帯等の減免規定

ひとり親家庭等については、軽減措置を実施します。

1号認定	階層	定義	保育料			
			2号		3号	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
1号認定	B	市民税非課税世帯 (所得割非課税世帯含む)	0円	0円	0円	0円
	C、D1の一部	市民税所得課税額 77,101円未満	6,000円	5,400円	7,500円	6,700円
	D1の一部	市民税所得課税額 77,101円未満	6,000円	5,400円	9,000円	8,100円
2号・3号認定	階層	定義	保育料			
			2号		3号	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
	B	市民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円
	C	市民税所得課税額 48,600円未満	6,000円	5,400円	7,500円	6,700円
D1の一部	市民税所得課税額 77,101円未満	6,000円	5,400円	9,000円	8,100円	

※2人目以降は0円となります。